報告会社 御中



平成30年度11月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、11月度の受付台数は13,890台で前年同月比108.2%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改善完了届について

改善完了工事が終了した場合には、速やかに改善完了届の作成と提出をお願いしているところですが、次回定期検査報告時に前回の改善完了届が添付されている状況が散見されます。 改善完了届を提出することで済証を発行できるメリットがありますが、次回報告時に合わせて報告する場合は、下記の通り検査結果表の特記事項欄へ改善内容を記載いただくことで要処理箇所の完了処理を行うこととして、完了届の作成、提出を「不要」とします。

※検査結果表「特記事項欄」記載例

特記事項						
来旦	検査項目		検査事項	指摘の	改善索の	改善(予定)
番号				具体内容等	具体的内容等	年月
1(6)	制御器	接触器、継電器及び	電動機主回路用接触	交換基準を超	接触器の交換	H30年7月
		運転制御用基板	器の主接点の状況	えている		
·						

※茨木市、神戸市については改善後の写真を添付。 大阪府については改善前と改善後の写真を添付。

2. 定期検査報告書の新元号について

2019年5月1日より新元号施行にあたり、12月以降に発送します5月から10月基準月の定期検査報告書(第一面)の右上の元号と、定期検査報告書(第二面)第2項【イ.今回の検査】の元号についてご注意願います。当面現状のままと致しますので、5月以降ご提出の際には新元号を記載願います。また、4月以前の基準月の定期検査報告書につきましては、4月末日までにご提出いただき、5月以降にご提出される場合は、新元号に訂正(訂正印)してご提出ください。

第三十六号の四様式 (第六条、第六条の二の二関係) (A4) (第二面) 定期検査報告書 昇降機の状況等 【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】 建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において獲用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を提生します。 【イ.確認済証交付年月日】 の報告書に記載の事項は事実に相違ありません。 □建築主事 □指定確認検査機関(【口,確認済証交付者】 様 检查溶証交付年月日1 昭和 · 平成 第 平成 . 検査済証交付者】 月 日 【2. 検査日等】 報告者氏名 前回の検査】 □実施 (平成 前回の検査に関する書類の写し】 □有 日報告) □未実施 印 検査者氏名

3. 年内最終受付日と年末年始について

平成 30 年の最終受付日は 12 月 25 日(火)とさせていただきます。12 月 26 日(水)から翌年 1 月 6 日(日)までに協議会へ到着の物件につきましては、平成 31 年 1 月 7 日(月)の受付とさせていただきます。年末は 28 日(金)12 時まで、年始は 7 日(月)からの業務とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上